介護予防支援・重要事項説明書

1． 指定介護予防支援事業者

名称・法人種別	社会福祉法人ジェイエー長野会
代　表　者	理事長　上原　孝義
事業者所在地 電　話　番　号	長野県長野市大字南長野北石堂町 1177 番地 3 **電話** 026-223-0533　FAX　026-223-2225

2. 事業所の概要

事 業 所 名	居宅介護支援事業所あぐり
所 在 地	長野県下伊那郡高森町吉田 481-1
事業者指定番号	2072501634
事業所長・連絡先	松尾　弘文　　**0265－48－6688**
事業実施地域	松川町・高森町・喬木村・豊丘村

3. 事業の目的及び運営方針

① 事業所は、要支援状態となった利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮します。又利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供します。 適切な保健医療サービス及び、福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、配慮致します。

② 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に偏ることのない様、公正中立に行ないます。事業の実施にあたっては、市町村・老人福祉法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護保険施設等との連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます

4. 営業日及び営業時間

区 分	平　日	土曜日	休祭日
営業時間	8：30～17：30	：　～　：	：　～　：

（注） 1、土曜・日曜・祝祭日・年末年始（12／30～1／3）は休業日となります。
2、時間外・休業日は転送電話による（24 時間）緊急対応をします。

5. 職員の体制

職　種	人員
管理者	1 名配置する（主任介護支援専門員）
介護支援専門員	常勤の介護支援専門員を 1 名以上置く。
事務担当職員	1 名

6. 提供する指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」といいます。）は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。

介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標指向型の計画を作成します。

提供する指定介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 介護予防支援サービス計画等の作成

① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画の作成に関する業務を担当させます。

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

② 当該地域における指定介護予防サービス事業者、指定介護予防地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者その他の者（以下「指定介護予防サービス事業者等」といいます。）に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。

⑤ 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びそのご家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。

利用者は担当職員に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス・支援計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

⑥ 介護予防サービス・支援計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について、 利用者から文書による同意を得ます。

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜の供与

① 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行い、介護予防サービス・支援計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

② 介護予防サービス・支援計画に位置付けた支援の期間が終了するときは、介護予防サービス・支援計画の達成状況について評価します。

③ 利用者及びそのご家族との連絡を継続的に行います。

④ 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な援助を行います。

(3) 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

(4) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから介護予防小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

7. 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又

は診療所に伝えてください。
またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

8. 料金

(1) 指定介護予防支援に要した費用については、利用者の自己負担はありません。

(2) 利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領をできない場合は、指定介護予防支援に要した費用について、介護保険法に定める額を負担していただきます。
この場合、事業者は当該指定介護予防支援に要した費用等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に交付します。

(3) 令和８年６月より、介護職員処遇改善加算を算定します。本加算は介護職員等の処遇改善を目的として算定する加算です。[加算率　居宅介護支援費所定単位数の２．１%]
居宅介護支援費及び各加算は介護保険から全額給付されるため、本加算の算定に伴い、利用者の自己負担は生じません。

9. 契約期間

契約の期間は、＿＿＿＿年＿＿月＿＿日から、要支援認定の有効満了日までとなります。
ただし、契約の期間の満了日の７日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は有効期間の満了日の翌日から１年間自動更新されます。
次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

10. 契約の終了

(1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。
① 利用者が死亡したとき
② 利用者が要介護者(要介護１～５)に該当すると認定されたとき
③ 利用者が要介護者、要支援者又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
④ 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）の利用を開始したとき。

(2) 契約の有効期間中、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。
① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠つたとき
② 事業者が守秘義務に違反したとき
③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
① 指定介護予防支援等の提供にあたり、利用者が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等

を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

11. 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

12. 苦情受付

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー （介護相談センター）	電 話 番 号　0265－48－6688 ＦＡＸ番号　0265－48－0380 相談員（責任者）松尾　弘文 対応時間　月曜日～金曜日　午前８:30～午後５:30

公的機関においては、次の機関にて苦情申し出等ができます。

国保連合会 市町村介護保険相談窓口	電話番号　026－238－1550
各町村窓口	・松川町（0265-36-3111）・高森町（0265-35-3111） ・喬木村（0265-33-2001）・豊丘村（0265-35-3311）

個人情報の保護

① 介護支援専門員及び事業者に所属する者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。

利用者及びご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

13. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
(2) 虐待の防止のための指針を整備します。
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
(4) 虐待の防止に関する担当者を選定します。　虐待防止に関する担当者：松尾　弘文

14. ハラスメント対策

①事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において利用者や従業者から行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えない物により、従業者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

③利用者及びその家族等が事業者の職員に対して行う、威圧的・暴力的言動・誹謗中傷や悪質なクレーム等の迷惑行為、セクシャルハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

15. 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。また介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

16. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

① 事業所における感染症のまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を毎月 1 回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。

② 事業所における感染症のまん延防止のための指針を整備します。

③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

年　　月　　日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者　社会福祉法人ジェイエー長野会

説明者　　居宅介護支援事業所あぐり

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

利用者　　ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

ご家族
（代理人）　ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　印